

第十一章 災 害

地 震 宝永四年（一七〇七）十月四日大地震があり、この時の模様は『高松藩記』によると、地裂け水湧き、干してあつた縮を流し、五剣山の一峯が崩れ、墓石ごとごとく倒れたとあるから、地盤の弱い津田では甚大な被害があつたと思われる。

寛政元年（一七八九）四月十六日にも大地震があり、堤防の決壊があつたと『庄屋記録』に残っている。嘉永七年（一八五四）十一月五日より六日にかけても大地震があつたが、この時の模様は『富田有馬右衛門三郎が藩へ報告した記録』によると、「志度浦・津田浦大痛に候へども、怪我人は御座無く候。鶴羽浦御蔵所無事に候。總体山分はゆるやかの事に候」とあり、さらに、「日記風の文」には、「霜月四日大地震、翌五日より六日にかけ前代未聞の大地震、我人共驚かざるものなし。富者は災宅を構え、貧者は藁わらなどで急ごしらえの小屋を造り、貧富の差別なく神代にかえつた思いがする」とある。

安政六年（一八五九）十二月二十三日にも大地震があり、古老人の言い伝えによると、恐怖のあまり、竹藪、浜辺などに仮小屋を建てて避難したという。

火 災 高松藩には享保七年（一七二二）「津田浦大火」という記録があるが、災害状況は分からぬ。また、同記に「安永五年（一七七六）十一月十三日夜、津田浦大火の記録があり、損害は延焼一三〇戸、船二隻焼失」とある。この時の火事は山口町・伊勢町・船町にかけ一面火の海になり、甚大な被害があつたと言い伝えられている。最近の下水工事で、山口町の路面を掘った際、地下二筋位の所より瓦壁などの焼けたものが多數発見された。

水 害 津田川は古来いくたびか堤防が欠損し、そのたびに川下付近の水田に被害を及ぼした。川下南側の流田といふ地名は津田川の堤が切れ、田畠が水浸しになるので古くからその名が起つたものである。慶応二年（一八六六）（寅年）の水害は寅年の大水といって、古老人のよく知るところであり、それ以後明治九年まで一か年の間に七度も堤を切らし、そのたびに砂入地ができ、寺町・伊勢町・須賀方面まで水浸しになつて甚だ困惑した。「平畠大伏氏の記録」に次のようなものがある。

一、銀札百目

右者寅年卯年兩年難済人救方米銀にて請取申候 以上

慶応三年十二月晦日

半 五 郎 殿

村 方 ㊞

干害と雨ごい

干魃時の雨ごいは藩政時代には大切な村行事として執行され、干害が讃岐一円に及ぶ時は、藩命により雨ごいが執行された。次の文（原文をくだく）は長町家に伝わる文政七年（一八二四）七月に書かれた「干害の記録」である。

文政六年（一八二三）はまれなる大干魃で、河池水涸枯したため、国君より嚴命が下り、所々の神社仏閣で雨ごいの法を執行し、なお、郡村においても進んで雨ごいをし、山峰のかがり火はさながら晴夜の星のようであった。それぞれ靈験を表したといつても、ただわずかに葉を潤す程度に過ぎず、田は赤土に変わらうとした。神仏に祈るもその法が尽きたため、領内へ再び嚴命が下り、初穂米二石ずつ一郡へ下され、各郡の自由な裁量によつて雨ごいをとり行えといふことになった。そこで、神前村大政所蓮井氏方へ七月十四日郡中政所を召集し、種々方法を考えたが、いい方法が見つからなかつた。時に神前村の修驗者で三宝院というのがあり、かねがね進んで雨ごいを執行したい所存をもらしていたので、これ幸いと津田村賀茂神社下手の海中へ仮小屋を掛け出し、七月十四日より二十二日までひと七日の間嚴重に法を行つたところ、同月十九日より二十三日にいたるまで折々慈雨をもたらし、百姓の愁眉を開き、爾後五風十雨の順天になつた。けれども、惜しいかな、この慈雨が一月遅かつたため、田畠はすでに半ば以上赤土と化した。しかし、太平の御代の有難さ、上は窮民を救われ、下もこれにならつて孤独を哀れんだため、道に飢えた民もなく、翌七年夏豊穣を得た。そこで懺悔対を奉納して、弥々神徳を仰ごうとするのである。

右のように藩命によつて雨ごいをするなどは興味のあることである。上が窮民を救うというのは、飢饉の時にはよく領主より救米を下げ、また、長百姓に窮民を助けさせしたことなどを指しているのである。

さらに、雨ごいの変わつたものとしては嘉永六年（一八五三）、時の大庄屋上野甚左衛門・岡田達蔵両名の名をもつて郡中へ申し渡した「達し」に、廻文を以て申達候、然は照続に付郡中一統難渋の由相聞候に付、神前村八幡宮釣鐘川中へ埋込一昨八日よりひと七日の内郡内雨乞祈禱修行致候間左様御心得、村役人並に長百姓之者勝手次第參詣可被致候、此段村々端々迄不淺様御申渡可有之候、以上

嘉永六年七月十日

両大庄屋

ところが、この雨ごいも効がなかつたため、またまた西教寺（富田）の鐘も川中に埋め祈禱した。この干魃は前後六〇日間も続いたといふ。また、安政三年（一八五六）七月八日には両大庄屋より、照続のため郡中雨ごいを鶴羽弁天社にて山伏ども呼び寄せ、その日よりひと七日間執行するから、長百姓申し合わせ参詣せよといふ達しも出たことがある。

第十四章 雜 事

第一節 災 害

第一項 き き ん

明治二十七年夏、大干魃に見舞われ、竹藪までが枯死するという慘状であった。当時ひやけ井戸といって、水の出
そうな場所は手当たり次第に井戸を掘り、一滴の水も惜しみながら水を送り、水の届かない所は土瓶で稻に注水する

など、農民は昼夜を分かたぬ努力を続けたが、その効なく、大部分の稻が枯死した。

続いて明治二十八年、稻作にうんかの大発生があり、稻は真白となつてほとんど倒伏した。相次ぐ災害で農民の困窮一方ならず、その日の飯米に事欠く有様であった。このため、神野の田中半九郎・船町の大山平七らは、かゆをたいて難民の救済に当たった。当時有力な者で難民を救済したものは外にもあったことと思われる。

再訂 津田町史

第二項 水害

**大正元年
の大水**

明治以来現在まで水害の最も大きいものは大正元年の大水である。この年九月二十日より二十一日にいたり三〇〇メートル以上の豪雨があり、津田川の堤防を各所において破壊し、滔々たる濁流は一挙に两岸より町中へ浸水、家屋を流失破壊し、田畠を埋没し、道路を欠損し、家具什器を漂わせ、津田川橋を流失した。幸い人畜に被害はなかつたが、その他の損害は甚大なものであった。当時、津田町長松本淳より大川郡長細谷闘雄あての被害報告書によれば、

家屋全壊 七戸	同半壊 七戸	家屋破損 五〇三戸
同流失 三戸	床上浸水 一九八戸	床下浸水 六〇〇戸
堤防の決壊 一四か所	延長九八間	堤防の破損 一三か所 延長二〇二間
道路の流失及び埋没 四か所	延長一六二間	道路の破損 二七か所 延長一八七間
橋梁流失 一か所		同破損 二か所
同冠水 三〇町歩		田畠の埋没及び流失 六町三反
		山崩れ 一か所

となつてゐる。

表彰状

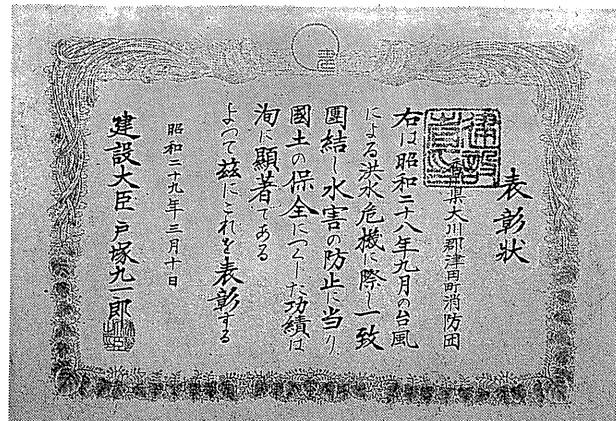


表 彰 状

赤木郡津田町消防団

右は昭和二十九年九月の台風

による洪水危機に際し一致

團結し水害の防止に當り

國土の保全に貢献した功績

により茲にこれを表彰する

昭和二十九年三月十日

建設大臣 戸塚九郎

建 設 大 臣

十七号台風（昭和五十一年）

昭和二十三日から連日大雨が続いた。津田川の水はどんどん増水して二十五日午後四時ごろには左岸が危険にひんした。左岸は津田井上線の県道である。水防団が出動して懸命に決壊を防いだ。ついに水防倉庫は流出したが、堤防はやつと食い止めた。津田以東はその日列車は不通となつた。国道だけを残して他の主要道路はほとんど水浸しとなり、県立津田病院でも次第に増水し、床上浸水の危険が感じられたため、近藤院長の指揮により、移動不能の重症患者二名を病院に残置し、他の患者約二〇名を津田駅前通りにあつた木造二階建ての津田町農業協同組合ヘトラックによつて移送した。

同日夜半から風雨ともにおさまり、星空となつたが、当時は津田病院から雨滝山麓まで民家はなく、国鉄線路を残して、一望湖面のようになど水が水稻田一帯を覆つた。梶川の氾濫により専売公社津田出張所及び津田中学校は床下浸水し相当の被害があつた。外に床下浸水家屋は無数にあつた。

後日我が町水防団は時の建設大臣より表彰を受けた。

九月三日午後九時、カロリン群島東部付近で発生した台風十七号は次第に発達しながら北西へ時速三〇キロで進み、沖の大東島南方二〇〇キロ付近の海上に達した。

九月八日午前九時ごろその勢力は最も発達し、中心気圧九一〇百

最大風速六〇マイルの大型で、非常に強い台風になった。午後六時には大雨・洪水・雷雨注意報が発令された。

九月十日午前四時三十分、大雨・洪水警報が発令され、午前八時三十五分に津田町は水防本部を設置した。台風はその後も北西に進み、次第に速度を落とし、臥蛇島付近で十日夜から十二日午前にかけて約三〇時間にわたり停滞状態となり、台風の帶状雲が四国地方で固定、東側に位置する香川県は南の湿った空気が流れ込み、記録的大雨となつた。津田町においても、九日午後八時ごろより雨量も多くなり、時間雨量二〇ミリ前後の雨が断続して降り続いた。この雨で羽立峠の町境、城北二番線の町境付近の崖崩れを始め、町内各所で崖崩れ、浸水、池の決壊など危険箇所が相次ぎ、水防団は警戒と補強に努めた。

九月十一日早朝より雨量はさらに激しくなり、午前十時ごろ瀬ノ下地区で崖崩れにより民家一戸損傷する。その後、雨脚は小康状態となつたが、町内各所において被害統出、午後四時三十分水防会議を開き、直ちに水防本部を災害対策本部に切り替える。午後八時ごろ再び今まで以上の雨量となり、北山地区では各所で崖崩れが発生、午後八時三十分ごろ北山地区に避難命令が出される。雨脚ますます強まる中、避難者は続々と北山小学校に集結したが、二名の未避難者がいることが分かり、四名の捜索隊が出動したが発見できなかつた。午後十時三十分ごろから同十一時三十分ごろにかけて、猪塚・瀬ノ下地区に相次いで山津波が発生、大音響とともに土石流は一瞬のうちに民家を次々と呑み込んでいった。

九月十二日、十二時半ごろ松尾地区に土石流発生。倒れた家屋の下敷きになつて土砂に埋もっていた二名は救出されたが、他の重傷者一名は、陸路は山崩れにより交通途絶のため、江泊港から荒天高波の海上を漁船で津田港へ。途中、津田川の沖合では津田川からの多量の流木のため予想以上の危険を伴いながら入港、直ちに津田病院へ移送したが、残念ながら死亡。なおも行方不明五名という大惨事に、消防団の主力はこの救出に注がれた。

早朝、祈る心もむなしく、瀬ノ下海岸から一名、曾根海岸から一名、松尾海岸から一名の遺体を発見、涙を新たにする。

午前七時、津田町は災害救助法の適用を受けることになった。
午後五時九分、県防災課に救助隊派遣要請。

台風はその後も一向に衰えず、大陸から東進してきた強い気圧の谷により北上し始め、午後六時から七時までの降雨量は四〇ミリに達した。
九月十三日午前一時四十分、台風十七号は長崎市付近に上陸、九州北西部を縦断し、午前五時ごろ玄界灘に抜け、日本海を北東に進んだ。台風停滞に伴う香川県は記録的な大雨となり、津田町では九月八日の降り始めから十三日までの降雨量は九八三ミリ（北山、小豆島は一二〇〇ミリ）を記録した。津田町の年間雨量は平年で一二〇〇～一三〇〇ミリで、この量が四～五日の間に降つたことになり、いかに大雨であったかがうかがい知れる。

津田町の救助要請により普通寺自衛隊第一一〇教育大隊・第一五普通科連隊・第八施設部駐屯地業務隊・第三一〇武器野整備隊の隊員一三〇名が九月十六日まで瀬ノ下、曾根、松尾地区で、また、香川県警察機動隊の隊員七〇名により九月十四日まで、松尾地区で救援活動が行われた。その他、天理教ひのきしん奉仕隊、公明党奉仕団を始め多くの方たちの救援作業が続けられた。もちろん、津田町消防団員の皆さんには、昼夜を問わず六日間にわたつて献身的な活動が続けられた。

九月十四日、自衛隊と警察機動隊の十三日、十四日の救援作業で午後七時までに四名の人が次々と変わり果てた姿で土砂の中から発見され、作業者たちは泥と汗にまみれた手で涙をぬぐう。午前十一時ごろから夜にかけ犠牲者八名だびに付す。

第三項 地盤沈下

昭和二十一年十二月二十一日午前四時二十分、突如として町民は大地震に夢を破られた。

その筋の発表によると、震源地は熊野灘、湖岬を隔てる東方四〇キロの地点。東は静岡より南は九州の南端まで地震を感じ、差こそあれ、大小それぞれの被害があった。これは南海地震と名付けられた。

津田町では山口町・本町・伊勢町・東町・中町方面が特に被害甚大で、屋根瓦の崩落は物すごく、家によつては一枚も残らなかつたものがあつた。その他灯籠・土塹・墓石の倒壊したもの数知れず、特に鶴羽西代川の右岸と、高徳線西町踏切より相地寄り五〇戸の地点とでは今までに経験したことのないような地割れができる。

津田町へはこの地震の罹災者救済の意味をもつて避難小屋建築費として政府から一〇万円下付された。町はこの二〇万円をもとにして、松原口へ二戸からなる青葉荘を建築して、家が無くて困つていた人々を収容した。

この地震を境にして大地が徐々に沈下し始めた。特に海岸筋が甚だしく、浜が目に見えて狭くなつた。それまでは砂浜は年々少しずつ増えて広くなつてゐたのが逆の現象となつたので、浜辺に住んでゐる人は驚いた。台風の時など屋根は波をかぶり、床下へは塩水が浸入するようになつた。昭和三十年ごろにはついに七〇戸の沈下となつた。政府は地盤沈下対策事業として、全額国庫負担の下に重点的に海岸へ防波堤を築き、さらに場所によつてはその上へ防浪壁を設ける工事を開始した。昭和三十八年地盤対策事業は打ち切られたが、地元町負担七%の高潮対策事業に切り替えて継続された。

当町においては猪塚海岸の工事（昭和二十七年三月）が政府の地盤沈下対策以前で最も早い。地盤沈下及び高潮対策事業では東町・中町に統いて平畑・中谷（昭和四十一年）旭町・伊勢町（同四十二年）船町・南船町へと逐年堤防工事が進められ、旭町の津田川右岸から南船町南端にいたる約一〇〇〇戸の築堤によつて、從来の第三期線寄州地先是、昭和四十八年一月に竣工した琴林大橋によつて、海岸道路として共用されることになった。

第四項 雪　　害

昭和四十三年二月十五・十六日は西日本から関東地方にかけて豪雪を降らせた日である。

当地では十五日早朝から風強く雪まじりの雨が降っていたが、正午近くから雪に変わり、大きなほたん雪が降り出して視界は暗く、見る見るうちに地上一面積雪に覆われた。めったに積雪を見ない当地では、雪景色は美的情趣を誘うものとして受けとられていたが、今日の降り方は格別に激しく不安さえ感じられた。

思つたとおり、午後二時ごろ、高松地方気象台から香川県地方に対し「大雪警報」が発せられた。これは昭和十六年に同所が開設されてから初めてのことであった。これに応じて各学校では児童生徒を早退させ、官庁・事業場でも臨時早退措置を講ずるなどあわただしい情勢となつた。午後五時ごろにはすでに積雪一五・一六吋に達し、やがて汽車・電車・バスも運行不能となり、峠を走る自動車もスリップを恐れて路上に立ち往生するもの相次ぎ、夜に入つては電灯もつかず、水道も断水になってしまった。

町役場では、警報発令と同時にいち早く雪害対策本部を設けて情報を伝え、被害防止を呼びかけ、あるいは男子職員を動員して応急措置を講ずるなど非常態勢が採られた。交通機関途絶のため、深夜十数キロに及ぶ雪道を、雪に降られながら徒步で帰つた人も多かつた。

この大雪は十六日午前三時ごろまで降り続いたが、香川県地方では平野部で積雪一五・一五吋、山間部で五〇・八〇吋、阿波山脈沿いの奥地では一呎を越えるところもあったといわれている。電柱の傾くのも、倒れるもの、電線の切断・交錯もおびただしく、農村では山林の立木・竹・みかんなどにも多くの被害を出し、鉄骨のタバコ育苗ハウスの全・半壊したものが数多く、高松・坂出などの市街地ではアーケードの倒壊したものが一五か所もある。

つた。

国鉄四国支社では同支社開設以来初めての雪害対策本部を設け、十五日午後八時から十六日午前六時まで全面列車の運行を停止し、災害防止に努めたが、七本もの急行列車が途中立ち往生し、その他専用通信線の切断が全線で五五七二か所、電柱の折れたもの、倒れたもの合わせて二三〇本にもなつたと報じられている。

十六日は当地方では晴れ渡つたよい天氣となつたが、この大雪による災害復旧に多くの日時と経費とを要したことは無論である。

この大雪は台湾付近で発生した低気圧が急に発達して九州南方に進み、東北進して来襲、九州・中国・四国を荒らしたことによるもので、気象用語では「台湾坊主」と呼ばれ、春先の日中に荒天をもたらすもので、特異な湿っぽいボタン雪を降らせたためである。四国地方では昭和六年二月九・十日の大雪以来実に三七年振りの大雪であつたといわれている。

この低気圧はその後本州南岸沿いに東進し、各地に記録的大雪を降らせ、十六日午前九時には関東に進み、東京地方にも昭和二十六年以来一七年振りの大雪を降らせ、交通麻痺を起こし、通信線を破壊し、送電機能を奪い、農作物などにも大被害を与えた。全国的にはその損害実に八三億五二〇〇万円に達したといわれている。

第五項 そ の 他